

平成23年度九州大学法科大学院入学試験問題
公法系法学専門試験
(憲法) (配点50点)

Xは、外国人であるが、日本に生活の基盤があり、かつ日本における永住資格を有する。また、日本語の能力も国内における租税その他公共生活の負担も、日本国民と異なるところはない。

Xは、地方公共団体における選挙権を保障されているとして、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録することを求めて異議の申出をしたが、却下された。そこで、この却下決定の取消しを求めて訴訟を提起した。

【設問1】

仮にあなたがXの依頼を受けた訴訟代理人であるとして、どのような憲法論を提起するか。具体的に論ぜよ。

【設問2】

仮にあなたが裁判官であるとして、設問1において提起された憲法上の問題点に関し、どのような憲法上の判断を下すか。

平成 23 年度九州大学法科大学院入学試験問題
公法系法学専門試験
〈行政法〉

以下の 7 項目から 5 項目を選び、それぞれ 10 行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点 50 点)

- 1 判断過程の統制
- 2 指定法人
- 3 告知聴聞
- 4 直接強制と即時強制（即時執行）
- 5 行政手続の憲法上の根拠
- 6 行政機関
- 7 比例原則

平成 23 年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験 I

（民法）

〔民法 I〕

次の文章を読んで、以下の〔小問 1〕〔小問 2〕〔小問 3〕に解答しなさい（今は平成 22 年 11 月 1 日であるとする）。(配点 〔小問 1〕 15 点 〔小問 2〕 15 点 〔小問 3〕 20 点)

自動車のディーラーである A は、A のサブディーラーである B と協力して、ユーザーに対して自動車の販売を行っている。平成 22 年 6 月 9 日、B は、A から、代金 150 万円、その支払方法は同年同月 13 日に 50 万円、同年 7 月以降は毎月 10 万円を支払うこととする、代金完済まで自動車の所有権は A に留保する、という約定で、本件自動車を買い受けた。

平成 22 年 6 月 30 日、C は、B から本件自動車を買い受け、代金全額を完済して、その引渡しを受けた。自動車取得にともなう各種手続等については、A が C のために代行してこれを行っている。

平成 22 年 8 月以降、B は A に対して割賦金の支払いを怠っている。

〔小問 1〕 A は、自動車の残代金を回収するために、誰に対して、どのような請求ができるか。

〔小問 2〕 〔小問 1〕の請求の相手方は、A の請求に対して、どのような反論をすることができるか。

〔小問 3〕 〔小問 1〕の A の請求は認められるか。

〔民法 Ⅱ〕

以下の（1）～（5）のすべてに解答せよ（配点：各 10 点）。

- （1）権利能力・意思能力・行為能力について、相互の違いに留意して説明せよ。
- （2）「動機の錯誤」について、具体例を挙げて説明せよ。
- （3）民法 416 条 2 項にいう「当事者」の「予見」に関する学説の対立を説明せよ。
- （4）賃貸人の義務および担保責任について、使用貸主との違いに留意して説明せよ。
- （5）不法行為の違法性判断における相關関係説について説明せよ。

平成 23 年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験 II

《商法・会社法》(配点 50 点)

【説例】

紳士服の製造・販売を業とするY株式会社(以下、Y社という)は、資本金 3,000 万円の公開会社でない会社であるが、取締役会と監査役は設置されていた。

Y社の代表取締役Aは、業績ノルマを達成できなかったことから、親会社であるP株式会社(以下、P社という)から的一方的な指示により、平成 22 年 2 月 5 日に開催されたY社取締役会で代表取締役を解職されるとともに、同月 24 日開催の定時株主総会において取締役に再任されなかつたため、Y社を退職した。これに伴い、Y社では、同月 26 日にAの代表取締役および取締役の退任の登記を申請し、受理された。

その後、前途に失望したAは、Y社代表取締役の職務の引き継ぎの際に渡し忘れた手形用紙とY社代表取締役印を保持していたことを奇貨として、金銭を詐取しようと計画した。なお、当該手形用紙は、代表取締役を退任する直前にY社の取引銀行であるQ銀行から交付を受けたものであり、また当該代表取締役印の印影はQ銀行に届け出られていた。

そこで、Aは、平成 22 年 3 月 10 日、旧知の金融業者であるBを訪ね、資金繰りのための手形割引を依頼した。Bは、AがY社の代表取締役および取締役を退任したことは知らなかつたが、AがBの面前で、いつも使用していたY社の代表取締役印を使ってY社名義(Y株式会社代表取締役 A)の約束手形 1 通(手形金額／500 万円、支払期日／平成 22 年 6 月 10 日)(以下、本件手形という)を作成したことから、安心して同手形を受けとり、割引代金 480 万円について、同額の持参人払式小切手を作成してAに交付した。その後、Aは、同小切手を換金し、費消した。

本件手形は、その後、BからCへ、また、CからXへと裏書譲渡された。Xは、満期において、Y社に対し本件手形の支払を請求したが、支払を受けられなかつたため、手形金の支払を求めて訴えを提起した。

なお、Xは、本件手形を取得する際、AがすでにY社の代表取締役ではないことを知らず、また、過去の手形取引の知見から、手形上に押捺されたY社代表取締役の印影が真正なものであると認識し、かつ、B、Cも旧知の仲であったことから、深く考えることもせず真正な手形であると信じて当該手形を取得していた。

〔設問〕

あなたはXの弁護士です。本件における手形金請求について、Y社の側が商業登記の効力を主張した場合、どのように対抗しますか。検討しなさい。

平成23年度九州大学法科大学院入学試験問題
民事法系法学専門試験Ⅱ
(民事訴訟法)

〔第1問〕以下の設間に解答しなさい。(配点 25点)

Xは、Yに貸し付けた金銭の返還を求める訴えを提起した。Xが提出した訴状には、請求原因事実として、平成18年8月1日にXY間で金銭消費貸借が成立し、弁済期を平成22年1月30日と定め金銭を受け渡したこと、しかるに平成22年5月末日の段階においてまったく弁済がされていないことが記載されている。この訴訟において、Yは、答弁書に、Xが主張する時点においてXから金銭の受渡しを受けたことは認めるが、平成21年12月27日に全額弁済をした旨を記載し、提出した。Xは第一回口頭弁論期日に出席し、Yからの金銭受領の事実を認めた。ところが、Xは、続く口頭弁論期日において、『受領した金銭はYからの弁済金ではなく、Yと同種の貸金契約を別個に締結していたZからの弁済金であって、これと勘違いした』と主張するに至った。

〔設問〕

上記(『…』部分)のXの事実主張は許されるか、解答しなさい。また、第一審ではXはYからの金銭受領の事実を認めたまま敗訴し、控訴審の口頭弁論終結の間際になってはじめて上記(『…』部分)の主張をした場合には、かかる主張は許されるか、あわせて解答しなさい。

〔第2問〕以下の設間に解答しなさい。(配点 25点)

AはBに甲土地を売却し所有権移転登記も完了している。Aはその後死亡したが相続人はXのみであったので、XはAの全財産を相続した。また、しばらく後にBも死亡しYのみがその相続人であったので、甲土地もYがBから相続し、登記名義はYとなっている。

Xは、AがBに売り渡した甲土地について、Bの生前中に自分がBから買い受けたと主張しつつ、Yを相手に所有権移転登記手続を求めて訴訟を提起した。訴訟では、BX間での甲土地売買の事実が争点となり、Xが同土地をBから買い受けた事実は認められないとして、Xの請求を棄却する判決が出され確定した<前訴>。

ところがその後、Xは、AからBへの売却が無効であり、甲土地の所有権はAに残ったままであってそれを自身が相続しているとして、Yを相手に甲土地についての所有権移転登記手続を求める訴えを提起した<後訴>。

〔設問〕

上記の場合において、後訴の提起を受けた裁判所は、このXの後訴をどのように扱うべきかを論じなさい。なお、この後訴における所有権移転登記請求は真正名義の回復目的のものであり、前訴の所有権移転登記請求とは別個の訴訟物として考えてよい。

平成23年度九州大学法科大学院入学試験問題
刑事法系法学専門試験
【刑法】(配点50点)

医師甲は、以前より恨みを抱いていたAがたまたま自ら勤務する病院に入院してきたので、この機会を捉えてAを殺害しようと決意した。そこで、甲は、自らに嫌疑を招かないよう、他人を利用しようと考え、看護師Bに対し、はるかに致死量を超える毒物の入った注射器を渡して、これは痛み止めであると偽って直ちに301号室に入院中のAに注射するよう指示し、自分はアリバイ作りのため勤務を離れて車で狩猟に出かけることにした。

数分後、病院の駐車場から、自分の乗用車を発進させて、狩猟場に向かおうとしたが、病院の出入口を出ようとしたところで、患者の命を奪うということは医師の倫理に反する行為であるという反省の気持ちが急に生じ、車を急停止させて、3階のAの病室を見上げると、BがまさにAの上腕部に注射しようとしているところであった。そこで、甲は、叫んで止めようとしても声は届かない距離だったので、車に積んであった猟銃を取り出し、即座にBを射殺した。もし注射が行われておれば、Aが助かる見込みはなかったが、Bが射殺された結果、注射は行われず、Aは無事であった。甲の罪責を論ぜよ(特別法違反の点は除く)。

平成 23 年度九州大学法科大学院入学試験問題

刑事法系法学専門試験

【刑事訴訟法】(配点 50 点)

次の判決要旨（最判昭和 53 年 6 月 20 日刑集 32 卷 4 号 670 頁、原文表記一部変更あり）を読み、以下の各問い合わせよ。（解答は解答紙に設問番号を記載して行うこと。）

「警察官職務執行法は、その 2 条 1 項において同項所定の者を停止させて質問することができる規定するのみで、所持品の検査については明文の規定を設けていないが、所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項による職務質問に附隨してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である。所持品検査は、任意手段である職務質問の附隨行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則であることはいうまでもない。しかしながら、職務質問なしし所持品検査は、犯罪の予防、鎮圧等を目的とする①行政警察上の作用であって、流動する各般の警察事象に対応して迅速適正にこれを処理すべき行政警察の責務にかんがみるときは、b 所持人の承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらぬ限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきである。もっとも、所持品検査には種々の態様のものがあるので、その許容限度を一般的に定めることは困難であるが、②所持品について捜索及び押収を受けることのない権利は憲法 35 条の保障するところであり、捜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであって、かかる行為は、限定的な場合において、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。」

設問 1 下線部①にいう「行政警察」の対義語と両者の意味の違いを説明せよ。(配点 10 点)

設問 2 下線部②にいう憲法 35 条の趣旨・目的を説明せよ。(配点 10 点)

設問 3 下線部 a と下線部 b の記述は論理的に矛盾しないか。矛盾しないとすれば、なぜそういうえるかを説明せよ。(配点 15 点)

設問 4 上記判旨に従った場合、警察官のとった次の行動は適法かを論ぜよ。(配点 15 点)

警察官 A、B は深夜パトロール中、前方の対向車が急に路肩に停車してライトを消したので、職務質問することにした。A が自動車の運転手 X に窓を開けさせたところ、車内から酒臭がしたので X に降車してもらい、呼気検査のためパトカーに移動させた。B はその間に車内を調べるために、X に断ることなく、運転座席の周辺やダッシュボード、後部席付近を捜してみたところ、運転座席の真下に酒瓶が転がっているのを発見したので、これを X に示して任意提出させ、領置した。